

向日が丘支援学校学校運営協議会傍聴要領

令和7年7月9日

向日が丘支援学校学校運営協議会

1 趣旨

この要領は、向日が丘支援学校学校運営協議会の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として5名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を会議当日の13時45分までに会長に提出しなければならない。（受付13時30分から13時45分まで。入室は13時50分）
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の尊守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - エ 写真、動画等の撮影、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときを除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害をなすような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。